

医療法人社団せがわ会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成23年3月1日から平成26年4月30日まで（3年2箇月）

2. 内容

目標1：計画期間内に、年次有給休暇の取得率を80%以上にする。

<対策>

- 平成23年3月 昨年度取得状況の把握
グループウェアによる職員への周知
- 平成23年5月 取り組みの開始
- 各年度※1終了後 取得状況の調査・把握
取得率の低い部署は原因を特定し、取得推進の対策を講じる。

目標2：子の看護休暇※2の取得日数を1年あたり上限10日から20日に増やす。

<対策>

- 平成23年3月 グループウェアによる職員への周知
- 平成23年5月 就業規則の施行、取り組みの開始
- 各年度終了後 取得状況の調査・把握

目標3：計画期間内に、永年勤続休暇※3の取得率を100%にする。

<対策>

- 平成23年3月 前年度取得状況の調査・把握
グループウェアによる取得対象者の公開・通知
- 平成23年5月 取り組みの開始
- 各年度終了後 取得状況の調査・把握
取得率の低い部署は原因を特定し、取得推進の対策を講じる。

※1 5月1日から翌年4月30日まで

※2 負傷・疾病にかかった子の看護、または子に予防接種・健康診断を受けさせるための休暇

※3 勤続年数10年ごとに5日付与される特別有給休暇